全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

関 係 団 体　御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和８年 12 月１日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の別紙１を次のように改正する。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

　ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　137 点

ロ　小臼歯・前歯　85 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

１本につき　58 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　標準型　17 点

ロ　自動練和型　36 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ

イ　標準型　10 点

ロ　自動練和型　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　12 点

⑷　歯科用合着・接着材料Ⅳ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　標準型　17 点

ロ　自動練和型　36 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ

イ　標準型　10 点

ロ　自動練和型　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　12 点

⑷　歯科用合着・接着材料Ⅳ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴ 複合レジン系	
イ 単純なもの	12 点
ロ 複雑なもの	31 点
⑵ グラスアイオノマー系	
イ 標準型	
a 単純なもの	7 点
b 複雑なもの	18 点
ロ 自動練和型	
a 単純なもの	8 点
b 複雑なもの	21 点
2 歯科充填用材料 Ⅱ	
⑴ 複合レジン系	
イ 単純なもの	4 点
ロ 複雑なもの	11 点
⑵ グラスアイオノマー系	
イ 標準型	
a 単純なもの	3 点
b 複雑なもの	8 点
ロ 自動練和型	
a 単純なもの	6 点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復（１個につき）	
1 14 カラット金合金	
⑴ インレー	
複雑なもの	2,401 点
⑵ ４分の３冠	3,001 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
⑴ 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	589 点
b 複雑なもの	1,089 点
ロ ５分の４冠	1,371 点
ハ 全部金属冠	1,725 点
⑵ 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	401 点
b 複雑なもの	797 点
ロ ４分の３冠	985 点
ハ ５分の４冠	985 点
ニ 全部金属冠	1,235 点
3 銀合金	
⑴ 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	43 点

b　複雑なもの	75 点
ロ　５分の４冠	97 点
ハ　全部金属冠	119 点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	27 点
b　複雑なもの	56 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	68 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	68 点
ニ　全部金属冠	87 点
M010-2　チタン冠（１歯につき）	50 点
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
⑴　前歯	985 点
⑵　小臼歯	985 点
⑶　大臼歯	1,371 点
２　銀合金	
⑴　前歯	68 点
⑵　小臼歯	68 点
⑶　大臼歯	97 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	589 点
ロ　小臼歯・前歯	401 点
⑵　銀合金	
イ　大臼歯	43 点
ロ　小臼歯・前歯	27 点
２　レジン充填によるもの	
⑴　複合レジン系	12 点
⑵　グラスアイオノマー系	
イ　標準型	7 点
ロ　自動練和型	8 点
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,538 点
２　銀合金を用いた場合	192 点
M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）	50 点
M015　非金属歯冠修復（１歯につき）	
１　レジンインレー	
⑴　単純なもの	31 点
⑵　複雑なもの	43 点
２　硬質レジンジャケット冠	
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）
　１　前歯
　　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　328 点
　２　小臼歯
　　⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　169 点
　　⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　142 点
　３　大臼歯
　　⑴ ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　273 点
　　注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。
　　⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点
M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）
　１　小臼歯
　　⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　169 点
　　⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　142 点
　２　大臼歯
　　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　273 点
　　注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。
M016　乳歯冠（１歯につき）
　１　乳歯金属冠　30 点
　２　その他の場合
　　乳歯に対してジャケット冠を装着する場合
　　〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
　　１歯につき　1 点
M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点
M017　ポンティック（１歯につき）
　１　鋳造ポンティック
　　⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
　　イ　大臼歯　1,985 点
　　ロ　小臼歯　1,495 点
　　⑵　銀合金
　　大臼歯・小臼歯　91 点
　２　レジン前装金属ポンティック
　　⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合
　　イ　前歯　1,193 点
　　ロ　小臼歯　1,495 点
　　ハ　大臼歯　1,985 点
　　⑵　銀合金を用いた場合
　　イ　前歯　116 点
　　ロ　小臼歯　116 点
　　ハ　大臼歯　116 点
M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,068 点
M017-3　チタンブリッジ（１装置につき）　161 点

M018　有床義歯
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
1　局部義歯（1床につき）
⑴　1歯から4歯まで　2点
⑵　5歯から8歯まで　3点
⑶　9歯から11歯まで　5点
⑷　12歯から14歯まで　7点
2　総義歯（1顎につき）　10点
M018-2　3次元プリント有床義歯
1　3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき）　6点
2　3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき）　203点
M019　熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）　35点
M020　鋳造鉤（1個につき）
1　14カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　3,154点
ロ　犬歯・小臼歯　2,566点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　2,566点
ロ　犬歯・小臼歯　1,970点
ハ　前歯（切歯）　1,517点
2　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,588点
ロ　犬歯・小臼歯　1,242点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　1,090点
ロ　犬歯・小臼歯　948点
ハ　前歯（切歯）　879点
3　鋳造用コバルトクロム合金　6点
M021　線鉤（1個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　5点
2　14カラット金合金
⑴　双子鉤　1,475点
⑵　二腕鉤（レストつき）　1,140点
M021-2　コンビネーション鉤（1個につき）
1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　440点
⑵　犬歯・小臼歯　474点
⑶　大臼歯　545点
2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

⑴ 前歯 27点
⑵ 犬歯・小臼歯 27点
⑶ 大臼歯 27点

M021-3 磁性アタッチメント（１個につき）
１ 磁石構造体 777点
２ キーパー付き根面板
（根面板の保険医療材料料（１歯につき））
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
⑴ 金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ 大臼歯 1,089点
ロ 小臼歯・前歯 797点
⑵ 銀合金
イ 大臼歯 75点
ロ 小臼歯・前歯 56点
（キーパー）
１個につき 233点

M023 大連結子（１個につき）
１ 鋳造バー
⑴ 金銀パラジウム合金（金12%以上） 2,545点
⑵ 鋳造用コバルトクロム合金 19点
２ 屈曲バー
不銹鋼及び特殊鋼 30点

M030 有床義歯内面適合法
軟質材料を用いる場合（１顎につき）
１ シリコーン系 166点
２ アクリル系 99点

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の一部改定について）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　支台築造	M002　支台築造
（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））	（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。
１　間接法	１　間接法
(1)　メタルコアを用いた場合	(1)　メタルコアを用いた場合
イ　大臼歯　137 点	イ　大臼歯　157 点
ロ　小臼歯・前歯　85 点	ロ　小臼歯・前歯　98 点
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
M005～M009　（略）	M005～M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1)　インレー	(1)　インレー
複雑なもの　2,401 点	複雑なもの　2,543 点
(2)　４分の３冠　3,001 点	(2)　４分の３冠　3,177 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1)　大臼歯	(1)　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　589 点	a　単純なもの　629 点

b　複雑なもの	1,089 点
ロ　５分の４冠	1,371 点
ハ　全部金属冠	1,725 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	401 点
b　複雑なもの	797 点
ロ　４分の３冠	985 点
ハ　５分の４冠	985 点
ニ　全部金属冠	1,235 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	43 点
b　複雑なもの	75 点
ロ　５分の４冠	97 点
ハ　全部金属冠	119 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	27 点
b　複雑なもの	56 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	68 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	68 点
ニ　全部金属冠	87 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	985 点
(2)　小臼歯	985 点
(3)　大臼歯	1,371 点

b　複雑なもの	1,163 点
ロ　５分の４冠	1,463 点
ハ　全部金属冠	1,842 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	428 点
b　複雑なもの	851 点
ロ　４分の３冠	1,052 点
ハ　５分の４冠	1,052 点
ニ　全部金属冠	1,318 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	47 点
b　複雑なもの	83 点
ロ　５分の４冠	107 点
ハ　全部金属冠	132 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	30 点
b　複雑なもの	61 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	76 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	76 点
ニ　全部金属冠	97 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	1,052 点
(2)　小臼歯	1,052 点
(3)　大臼歯	1,463 点

2　銀合金	
(1)　前歯	68 点
(2)　小臼歯	68 点
(3)　大臼歯	97 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	589 点
ロ　小臼歯・前歯	401 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	43 点
ロ　小臼歯・前歯	27 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,538 点
2　銀合金を用いた場合	192 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,985 点
ロ　小臼歯	1,495 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	91 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	1,193 点
ロ　小臼歯	1,495 点
ハ　大臼歯	1,985 点
(2)　銀合金を用いた場合	

2　銀合金	
(1)　前歯	76 点
(2)　小臼歯	76 点
(3)　大臼歯	107 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	629 点
ロ　小臼歯・前歯	428 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	47 点
ロ　小臼歯・前歯	30 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,642 点
2　銀合金を用いた場合	213 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	2,120 点
ロ　小臼歯	1,597 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	100 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	1,274 点
ロ　小臼歯	1,597 点
ハ　大臼歯	2,120 点
(2)　銀合金を用いた場合	

イ　前歯	116 点
ロ　小臼歯	116 点
ハ　大臼歯	116 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	3,154 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,566 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,566 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,970 点
ハ　前歯（切歯）	1,517 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,588 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,242 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,090 点
ロ　犬歯・小臼歯	948 点
ハ　前歯（切歯）	879 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,475 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	1,140 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

イ　前歯	128 点
ロ　小臼歯	128 点
ハ　大臼歯	128 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	3,337 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,715 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,715 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,085 点
ハ　前歯（切歯）	1,605 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,695 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,326 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,164 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,012 点
ハ　前歯（切歯）	939 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,561 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	1,206 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1)　前歯　440 点	(1)　前歯　469 点
(2)　犬歯・小臼歯　474 点	(2)　犬歯・小臼歯　506 点
(3)　大臼歯　545 点	(3)　大臼歯　582 点
2　(略)	2　(略)
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　(略)	1　(略)
2　キーパー付き根面板	2　キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料（１歯につき))	(根面板の保険医療材料料（１歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　1,089 点	イ　大臼歯　1,163 点
ロ　小臼歯・前歯　797 点	ロ　小臼歯・前歯　851 点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　75 点	イ　大臼歯　83 点
ロ　小臼歯・前歯　56 点	ロ　小臼歯・前歯　61 点
(キーパー)　(略)	(キーパー)　(略)
M023　大連結子（１個につき）	M023　大連結子（１個につき）
1　鋳造バー	1　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　2,545 点	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　2,718 点
(2)　(略)	(2)　(略)
2　(略)	2　(略)
M030　(略)	M030　(略)